

同種同格付業者との下請負の認定基準について

市発注工事において、同種同格付業者との下請負は「建設工事における下請負基準」で制限しているが、昨今の建設業における受注増や労働力不足の状況を鑑み、一定の要件を満たした場合には「建設工事施工上の著しい支障をきたす等やむを得ない特段の事情があるとき」に該当するものとして認めることができることとし、その認定要件等を次のとおりとする。

1 同種同格付業者下請負の認定要件

下記（１）（２）（３）の全てに該当すること。

- （１） 下請負業者が当該請負工事の入札に参加していないこと。
- （２） 下請負業者が市内に主たる営業所を有するものであること。
- （３） 下位等級の業者３者以上から下請負を引き受けることができない旨が記載された文書があること。

2 認定要件の確認書類及び提出時期

上記１の（１）（２）（３）の全てに該当することがわかる書類を任意様式で作成のうえ、下請負届提出時に下請負届に添付し発注課に提出すること。

3 適用時期

この取扱いは、平成２８年４月１日以降に入札公告等を行う工事から適用する。